

【公報種別】 実用新案法第 14 条の 2 の規定による訂正明細書等の掲載

【部門区分】 第 6 部門第 2 区分

【発行日】 平成 27 年 10 月 15 日 (2015.10.15)

【登録番号】 実用新案登録第 3183983 号 (U3183983)

【訂正の登録日】 平成 27 年 4 月 8 日 (2015.4.8)

【登録公報発行日】 平成 25 年 5 月 15 日 (2013.5.15)

【出願番号】 実願 2013-1740 (U2013-1740)

【国際特許分類】

G 0 9 F 7/18 (2006.01)

【 F I 】

G 0 9 F 7/18 Y

【訂正書】

【提出日】 平成 27 年 3 月 20 日 (2015.3.20)

【訂正の目的】 実用新案登録請求の範囲の減縮

【訂正の内容】

【考案の名称】 看板

【考案の詳細な説明】

【技術分野】

【 0 0 0 1 】

本願考案は、開閉式の看板であり、特に薄く収納形成する看板に関する。

【背景技術】

【 0 0 0 2 】

従来、例えば、特許文献 1 の図 1 に示すように、看板の枠体には、何ら保護がされておらず、人に接触すると怪我が生ずる可能性がある。また、特許文献 1 に開示の看板は、前フレームと後フレームは、相対する位置に形成してあり、開いた状態では、前フレームと後フレームは、前後対称となり安定性の確保となる。

【先行技術文献】

【特許文献】

【 0 0 0 3 】

【特許文献 1】 特開平 6 - 2 6 6 2 9 1

【考案の概要】

【考案が解決しようとする課題】

【 0 0 0 4 】

しかしながら、特許文献 1 に開示の看板は、収納すると、前フレームと後フレームが重なり合う高さ幅で収納されるため、運搬時に、かさむという課題が生ずる。

また、看板に人が当たると、フレームと接触して、怪我をするという課題がある。

そこで、本考案は係る課題を解消する看板を提供するものである。

【課題を解決するための手段】

【 0 0 0 5 】

請求項 1 の看板は、内フレームの縦部材の左右一対の縦部材に外補強材を横架した外フレームと、左右一対の縦部材が前記外フレームの縦部材の内側に位置し当該外フレームの縦部材に対して回動可能である内フレームとを備えた看板であって、正面視で、前記外フレームの外補強部材と前記内フレームの縦部材とは重り合う部分を有し、前記外フレームの外補強材の前後方向の幅と前記内フレームの縦部材の前後方向の幅との合計が、前記外フレームの縦部材の前後方向の幅と同じかそれより小さいことを特徴とする看板。

高さ幅が外フレームの縦部材の高さ幅と同じかそれより小さい。

また、請求項 2 の看板は、外フレームの縦部材と内フレームの縦部材の間に隙間を形成し

、外フレームをカバーで覆う。

【考案の効果】

【0006】

請求項1の看板は、収納時にかさばらない。又、請求項2の看板は、人への損傷を防止できる。

【図面の簡単な説明】

【0007】

【図1】看板の収納状態の正面図である。

【図2】看板の収納状態の正面図において(A)はカバー、(B)はフレームにカバーを装着した正面図である。

【図3】フレームにカバーを装着した看板の使用状態図である。

【図4】他の看板の収納状態の正面図である。

【図5】他の看板の収納状態の右側面図である。

【図6】他の看板の収納状態の図4におけるA～A矢視図である。

【図7】他の看板の使用状態図である。

【考案を実施するための形態】

【0008】

本考案の実施の形態について、看板の収納状態の正面を示す図1、カバー及びカバーをフレームに装着の看板の正面を示す図2、フレームにカバーを装着の看板の使用状態を示す図3を参照して説明する。

【0009】

コ字状の外フレーム5は、外横部材5aの両端に垂直に一对の外縦部材5bで形成され、アルミニウム等の金属、合成樹脂又は木材等で製作されていて、標示板等(図示略)が取り付けられている。また、一对の外縦部材5bには、外補強材6が横架されている。尚、前記外横部材5aと外縦部材5bの高さ幅は同じである。即ち、折り畳んだとき、外横部材5aと外縦部材5bの表面は均一面を形成する。

【0010】

一方、前記外フレーム5内側には、後述のカバーを装着可能に、外縦部材5bとの間に隙間7を形成して、一对の内縦部材8bで構成の内フレーム8が、外縦部材5bに取り付けの回転軸9で回転可能に装着されている。又、一对の内縦部材8bには、内補強材10が横架されている。

尚、前記内フレーム8の内縦部材8bの幅(高さ)は、外フレーム5の外縦部材5bの高さ幅と同じか、それより小さい。その結果、図2の右側面図に示すように、内フレーム8の内縦部材8bは、外フレーム5の外縦部材5bで見えない状態となり、内フレーム8を外フレーム5内に折り畳んで収納状態にしたとき、外縦部材5bの高さ幅で収納可能になり、運搬時にかさばらない。

【0011】

図2(A)は、スポンジ等の弾性を備えるカバー15の一部を示し、前記外フレーム5の外横部材5aと外縦部材5bの外形に合う形状(ここでは四角形)の挿入孔15aが形成されていると共に、スリット15bが中央に形成してあり、そのスリット15bを開いて前記外横部材5aと外縦部材5bに装着可能になっている。

【0012】

図2(B)は、前記外フレーム5の外横部材5aと外縦部材5bの右半分に、カバー15を装着した正面図であり、図3は内フレーム8を開いて、看板の使用状態を示す図である。

このように、前記外フレーム5の外横部材5aと外縦部材5bの全体をカバーで覆うと、人が接触しても、カバーの弾性作用により傷つくことを防止できる。

【0013】

次に、図4～図7に示す看板は、カバーで覆わない形状であるため、外フレーム30の外縦部材30bと内フレーム40の内縦部材40bの間には隙間を形成しない。

また、図 4 は収納状態の正面図、図 5 は収納状態の右側面図、図 6 は図 4 における A ~ A 矢視図、図 7 は使用状態図である。

【 0 0 1 4 】

コ字状の外フレーム 3 0 は、外横部材 3 0 a の両端に垂直に一对の外縦部材 3 0 b で形成され、アルミニウム等の金属、合成樹脂又は木材等で製作されていて、標示板等（図示略）が取り付けられている。また、一对の外縦部材 3 0 b には、外補強材 3 1 が横架されている。尚、前記外横部材 3 0 a と外縦部材 3 0 b の高さ幅は同じであり、折り畳んだとき、外横部材 3 0 a と外縦部材 3 0 b は均一面を形成する。

【 0 0 1 5 】

一方、前記外フレーム 3 0 内側には、一对の内縦部材 4 0 b で構成の内フレーム 4 0 が、外縦部材 3 0 b に取り付けの回動軸 3 2 で回動可能に装着されている。又、一对の内縦部材 4 0 b には、内補強材 4 1 が横架されている。

【 0 0 1 6 】

尚、前記内フレーム 4 0 の内縦部材 4 0 b の高さ幅は、外フレーム 3 0 の外縦部材 3 0 の高さ幅と同じか、それより小さい。その結果、図 5 の右側面図に示すように、内フレーム 4 0 の内縦部材 4 0 b は、外フレーム 3 0 の外縦部材 3 0 b で見えない状態となり、内フレーム 4 0 を外フレーム 3 0 内に折り畳んで収納状態にしたとき、外縦部材 3 0 の厚さで収納可能になり、運搬時にかさばらない。

【 0 0 1 7 】

以上のように、内フレームを外フレーム内に収納可能に構成すると、収納時にかさばらないので運搬に要する容積が少なく済む。又、外フレームを弾性作用のあるカバーで覆うと、人が当たっても、怪我を防止できる。

【 符号の説明 】

【 0 0 1 8 】

- 5 外フレーム
- 5 a 外横部材
- 5 b 外縦部材
- 7 隙間
- 8 内フレーム
- 8 a 内横部材
- 8 b 内縦部材
- 9 回動軸
- 1 5 カバー
- 3 0 外フレーム 3 0
- 3 0 a 外横部材
- 3 0 b 外縦部材
- 3 2 回動軸
- 4 0 内フレーム
- 4 0 a 外横部材
- 4 0 b 内縦部材

【 実用新案登録請求の範囲 】

【 請求項 1 】

左右一对の縦部材に外補強材を横架した外フレームと、左右一对の縦部材が前記外フレームの縦部材の内側に位置し当該外フレームの縦部材に対して回動可能である内フレームとを備えた看板であって、

正面視で、前記外フレームの外補強部材と前記内フレームの縦部材とは重り合う部分を有し、

前記外フレームの外補強材の前後方向の幅と前記内フレームの縦部材の前後方向の幅との合計が、前記外フレームの縦部材の前後方向の幅と同じかそれより小さいことを特徴とする看板。

**【請求項 2】**

請求項 1 の看板であって、  
外フレームの縦部材と内フレームの縦部材の間に隙間を形成し、  
外フレームをカバーで覆うことを特徴とする看板。